The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報110号
2021年6月

世話人代表　藤井純子　URL：http://9-hiroshima.org/
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL：070-5052-6580　FAX：082-255-6580
E-mail：fujii@jca.apc.org（藤井）
郵便振替　01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円
ゆうちょ銀行　記号 15100 番号 23292341 ダイキュウジョウノカイヒロシマ

8.6 新聞意見広告 2021 にご参加ください！

ストップ 憲法改悪！　あなたが平和のスポンサーに

■ 改憲でなく、コロナ禍からいのちを守る政治を！

コロナ禍の今、改憲なんてしてる場合じゃないという多くの人々の声で、自民党改憲手続法の安易な改定も改憲発議も止めています。いのちを守り、共に生きる政治の実現をめざしましょう。

■ 人権を奪う憲法の改悪は、誰も望まない！

貧困・格差・差別…　人々は憲法が保障する人権を育ててきました。しかし、コロナの緊急事態で行動が制限されました。もし憲法が改悪され、戦争する国になれば人権は奪われます。加害の歴史に真摯に向き合い、非核、非軍事、共生をめざす人々と力を合わせて改憲を止めましょう。人権を奪う改憲 NO の声を！

■ ひとりひとりの意思表示を！

あなたも新聞に名前を載せて“ストップ！ 憲法改悪”の意思表示を。子どもたちの未来のためにこれからもずっと９条を！ 8.6 新聞意見広告にご参加ください。

もうすぐ８月６日がやってきます。広島市は昨年同様、記念式典もコロナ事態により縮小します。市民も活動を中止したり、オンラインを活用したり、予定が立てにくい状況が続いています。

私たちは、8.6 新聞意見広告だけは必ず約束を果たそうと思い、懸命に取り組んでいます。憲法「改正」手続き法「改正」案なるものが参議院に送られました。国会に行けなくても、STOP 改憲、いのち・人間の尊厳を守ろうと声を届けることができる8.6新聞意見広告。どうぞご参加ください。

昨年の 8.6 新聞意見広告

申し込み方法

お申し込みは、この振替用紙をご利用ください。

◆ 賛同金　個人１口　1,000円から　**団体１口**　3,000円から
（子どもさんなどはいくらでも結構です）

＊ **7月15日（木）まで**に振り込まれるとお名前を掲載することができます。
直接渡してくださる場合も、この振込用紙を使って、**7月19日（月）まで**に。

＊郵便振替口座：　**01390－5－53097**　第九条の会ヒロシマ

＊**ゆうちょ銀行**：記号 **15100** 番号 **23292341** ダイキュウジョウノカイヒロシマ
ゆうちょ銀行による送金の場合のお名前はカタカナの掲載となります。

◆ **お名前掲載（可・不可）**　ペンネーム、ニックネーム歓迎。匿名も可。

◆ **紙面コピー送付要**の方に8月10日過ぎ、**会員**さんには、**9月初旬**に送ります。

全国に 全15段

掲載日・掲載紙　2021年8月6日（金）

朝日新聞朝刊**全国版全15段**
中国新聞朝刊**全15段**（賛同金の集まり次第）

みんなで作る意見広告 メッセージ募集中

メッセージ 31 字以内　6 月末までに振替用紙の「メッセージ欄」に書いてお寄せください。

会報110号　もくじ

1　8.6新聞意見広告2021にご参加ください
2　改憲手続法「改正」をはじめ悪法続々…　だから黙らない！…… 藤井純子
4　南西諸島防衛、強化される軍事基地２ …… 新田秀樹
6　共生考番外編XI　「ヘイトスピーチ規制条例」を考えるII　…… 笹川俊春
8　島根原発再稼働・福島の海洋汚染NO! …… 溝田一成
10 政府は高齢の被害者に向き合い、人権の回復即時実現を!… 岡原美知子
12 中学歴史教科書の「採択替え」採択が今夏行われる?!……山川滋
14『周縁に目を凝らす マイノリティの言語・記憶・生の実践』紹介　…… 向井均
15 これまでの8.6新聞意見広告紙面　1992～2018
19「90年の旅」…… 岡田黎子
活動報告
20 お知らせ・後記

改憲手続法「改正」をはじめ悪法続々…　だから黙らない！

藤井純子（第九条の会ヒロシマ世話人代表）

改憲手続き法「改正」ストップ！　改憲の流れを止めよう

安倍前首相が「憲法改正」について「世論が十分に盛り上がらなかった」と認めて去ったにもかか　ず、自・公は、立憲民主党の改憲手続き＝国民投票法「改正」修正案を丸呑みして衆院を通過させた。参院に移り、6月16日までに可決成立させ、改憲論議の加速を狙う。立憲民主党は「政党コマーシャルを規制しなければ、資金量によって選挙運動が左右され、公平性が担保できない」と修正案を出した。しかし立民がいくら「必要なものは、3 年以内に法改正するよう縛る」と言っても、自民は「必要かどうかも含めて検討する」とまともに法改正する気はない。自衛隊明記や緊急事態条項など改憲項目の具体的な議論を進めたいばかりだ。こうして菅首相は安倍改憲を引き継ぐ意欲を極右向けに示した。

与党・維新の会が2018年、国民投票法「改正」案を提出して以来、8国会にわたって継続審議となっていた。これは改憲手続法制定時の付帯決議18項目が依然として見直されていない欠陥法のままであり、憲法順守するべき首相が改憲強硬発言を繰り返し、国会を混乱させたからだ。

「戦争させない・9条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会」では問題点を4つにまとめて指摘した声明を出した。（以下要約）

(1) 最低投票率制になっていない。低い投票率の場合には、少数の賛成票によって憲法が変えられる事態になる。
(2) 憲法の改正項目ごとに賛否を求めることになっていない。複数の憲法「改正」項目がある場合、賛否が分かれることがあり得る。
(3) 「投票の過半数」の母数は賛成票＋反対票だけであり、白票や無効票を無視している。白票や無効票も、その人の投票意思を表明しているものである。
(4) テレビやラジオ等を使用した有料広告放送（勧誘及び意見表明を含む）の規制が十分でない。有料広告を野放しにすると、資金力がある団体が大量のテレビＣＭを流したり、またインターネット上で対立側を不正確な情報で攻撃する広告をするなどの不公正のおそれがあるのに、適切な規制などの対応が取られていない。

そもそも改憲は必要か。「変える」というと、革新的だと勘違いする人もいるらしい。しかし問題は、憲法のどこをどう変えるかである。自民党の改憲の狙いは、自衛隊を軍隊にし、人々の権利を制限し、戦争ができるようにすること。しかし、直近の世論調査も、9条改憲は61%が反対だ。人びとの願いは、人間らしい暮らし・命を守ることであり、今は改憲などでなくコロナ対策だ。「良識の府」参院で最高法規の憲法論議をするのだから、しっかり時間をかけ、徹底した審議を求める。この会報が届く頃にも憲法審査会を傍聴し、連日のように手続法を「改正するな！」と行動が続いている。遠方の私たちも、要請や抗議のFax、Mailなどを駆使して声を届けることができる。市民の野党への働きかけも大事だ。入管法「改正」案も、「重要土地調査規制法案」でもFAXなどでの立民への働きかけで党の姿勢が大きく変わった。最高法規である憲法の原則理念に反する改憲は許されない。今こそ女性も男性もできる行動を。

「重要土地調査規制法案」の問題点

政府はこれまでも、盗聴法、特定秘密保護法などで、彼らの政策に反対する私たちの権利・行動を制限しようとしてきた。3月に閣議決定し今国会に提出した「重要土地調査規制法案」も、基地、原発など政府の政策に異議を唱える市民活動を制約するためであることは明らかだ。海渡弁護士は「戦前の要塞地帯法の拡大版の再来であり、憲法と国際人権法を著しく侵害するもの」と言われている。公明党も初めは「まるで戦時下を思わせる」と言っていたほどの危い法案だ。北側公明党副代表はHPで「例えば、重要施設の電波妨害規制も、重要施設は全国に多数あり、所有者、利用者、日本人、外国人を問わず、全ての人が対象で、土地取引は経済活動であり、規制は慎重にするべきだ。調査・規制も、最小限度としなければならない」と言っている。しかし最小限とは何かを決めてもいないし、それを決めるのも政府であるなら歯止めにはならない。

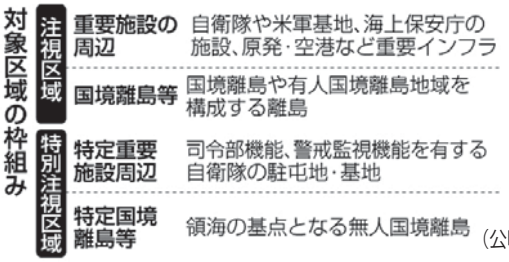

（公明党HPより）

重要施設とは自衛隊・米軍基地だけでなく、「機能が阻害されると国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずる恐れのあるもの、周辺1ｋ以内」とされ、原発が当然加わる。ほか情報通信施設、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道など重要インフラは何でも入る。原発や基地監視などの市民活動を規制してくるのは必至だ。

このように市民の財産権（憲法29条）が侵害されるだけではなく、情報を集める政府の調査権限が増大し、重要施設周辺の土地・建物利用者の個人情報はことごとく収集され監視されると定めている。これにより警備公安警察や内閣情報調査室などの市民監視のための情報機関が強化される。とすれば、萎縮し、表現の自由、市民活動の自由、プライバシーの権利、知る権利が大きく損なわれかねない。外国人、外国籍の人も監視対象になり、ますます排外的な雰囲気が蔓延していくかもしれない。外国人をいうなら元外国人、親族にいたるまで、監視して当然ではないかという社会になりつつある。「市民運動をする人たちは日本を害する」といい、政府に異を唱えるものを排除したがる。日本を「沈黙の社会」にして、いつのまにか戦争に向かっていたというのは、ごめんだ。

「重要土地調査規制法案」は衆院内閣委員会で可決され、審議は参議院に移る。まだ廃案にする可能性はある。私たちは、修正ではなくあくまで廃案を求め、遠方からはFAXなどの行動で、公明も含め立憲野党とともに国会内外で十分にたたかえる。

実質的改憲－日米軍事一体化・合同軍事演習拡大

自衛隊の強化、日米軍事一体化拡大と実質改憲は急ピッチで進んでいる。4 月中旬、菅首相は、コロナ事態の日本で、ワクチンを打ち、バイデン米国大統領との「対面での初めての首脳会談」と大騒ぎの中、米国に飛んだ。「日米共同声明」で、3 月の「2＋2」をトップ同士で確認し、今以上に米軍のために自衛隊強化を約束させられてしまった。その上、声明は台湾問題に触れ、米艦船の周辺航行は棚に上げて、中国の行動は国際秩序違反だとあからさまに敵対視した。防衛費も 7 年連続、過去最大が続く。人々がコロナで苦しむ中、「インド太平洋地域の平和と安定」を振りかざし、近隣諸国との摩擦を高めかねない不要不急のお金を使うな。

防衛省や共同通信などの報道では、自衛隊は多くの日米、多国間合同軍事演習に参加し、地域も参加国も拡大しているという。昨秋 10 月 26 日、米インド太平洋軍と、本土、沖縄、その周辺海域で合同軍事演習「キーン・ソード 21」を行った。米日印豪は 11 月 17 日から 20 日にかけ「マラバール 2020」の後段でアラビア海北部で、海上封鎖や対潜作戦などに参加した。12 月、米軍と陸自は日本南西・東京北西で軍事演習を行った。演習は「ヤマサクラ」と「フォレストライト」と呼ばれ、敵の離島への進攻開始を想定し、日米が共同で反撃するという。また英国と連携して太平洋海域で、仏米両国と水陸両用の合同軍事演習もある。西太平洋での軍事介入強化のため、英国が空母「クイーン・エリザベス」を派遣するという。また英側は F35B 戦闘機の整備を三菱重工に委託するらしい。この 5 月 14 日、東シナ海で初めて日米仏豪合同軍事演習が行われた。EU を含めた幅広い結束を印象づける狙いらしいとも書かれている。初めて日本国内で行われた霧島演習場での日米仏共同訓練は、今後も続けるという。陸自の水陸機動連隊長も「インド太平洋地域の安全保障環境が先鋭化し、島しょ防衛の重要性が増大している。3 カ国の共同訓練は我が国の防衛上、極めて有効だ」と話す。米韓合同軍事演習についても、地域の平和と安定のために米・韓とも緊密に連携するとし、日本も何らかの形で参加しているはずだ。これらの演習に対する中国のけん制、警戒もこの地域をより不安定にしていく。「平和憲法」によって信頼を得るはずだった日本が、ますます周辺諸国の信頼を損ね、むしろ火種になっていないか。呉、岩国でも基地監視をしている。全国の仲間たちと連携して情報を共有し、声を上げていきたい。

広島の参院再選挙　そして政権交代へ

4 月の広島参院再選挙は野党結集で、宮口はるこさんが当選した。3 月末の状況で前号では「野党共闘実現」と書いたが、共産党は結果的には「支援」という立場となった。「野党一本化」ができたことは大きいが、2 年前の「結集ヒロシマ」枠にとどまった。北海道や長野の補選でも同様な現象が現れ、衆院選の野党共闘に市民としては大きな壁を感じる。しかし突破しなければ、安倍・菅自公政権は倒せない。共産党の志位和夫委員長は 5 月、立民中心の政権ができた場合、「共産を含めた政権協力の合意が得られるなら閣内・閣外のどちらもあり得る」と述べた。その覚悟を歓迎する。市民連合で政策協定を結ぶことや講演会を行って立憲野党が結集できる場を作ることが重要になってくるだろう。

また告示前は、ジェンダー、子ども、労働者など様々な人権をないがしろにしている現政権の問題を批判していたが、告示後は、河井大買収の問題一本に絞られていった。確かにその作戦はよかったと思うが、期待はそれぞれだから、衆院選に向けてはそれだけでは物足りないと感じる人も多いはずだ。これまで厚労省は病院の再編統合を繰り返し、保健所は半減し、コロナ事態で困り果てた今もなお、病床削減を進めているというから驚きだ。この 5 月 8 日に「病床削減推進法案」が衆院本会議で可決され、現在参議院で審議中だ。医療従事者は勿論、自治体も市民も、医療体制を維持してほしいと思っているが、自主的に削減すれば補助金を出すというこの法案ができれば病床削減がさらに加速するだろう。

今回の参院再選挙は連合主導で少し残念だったが、福祉や教育に力を入れる女性候補者だったからこそ私自身は頑張れた。自公政権交代に向け、まだまだ壁を乗り越えなければならないのかも。

8.6 新聞意見広告 2021　改憲でなく憲法を活かす　皆さんの名前と思いを紙面いっぱいに！

今国会は、続々と悪法が審議され、採択されていく。1999 年、自自公連立で、周辺事態法、日米新ガイドライン法、住民基本台帳法、国旗・国歌法、盗聴法などが採択されたように、国が、軍事力を高めようとするとき、市民を監視し、画一化し、力をそぎ取って沈黙させようとする。改憲問題は、命の尊厳、差別、教育、原発、基地・自衛隊・・・　様々な課題につながる。私たちの周りには、この会報にも力を込めて書いてくださっているように、それぞれ課題に取り組み、たたかう人たちがいる。問題が起こればお互いに呼びかけて、共に行動することもある。衆議院選を視野に入れ、安倍・菅政権を倒し、政治を変えたいという思いは同じはずだ。8.6 新聞意見広告は、ストップ改憲の訴えと賛同してくださった人びとと団体の名前、そして、取り組む様々な課題をメッセージとして載せて、共有したいと思う。有難いことに皆さんのご協力で全国 47 都道府県に拡がってきた。改憲でなく憲法を活かそうという 8.6 新聞意見広告へ寄せられる皆さんの思いを紙面いっぱいに！

2020 年紙面

2019 年（18 年以前は P16～18）

南西諸島防衛、強化される軍事基地２

新田秀樹（ピースリンク広島・呉・岩国）

74 回目の憲法記念日を迎えた。各社の世論調査報道を見ると、「改憲」を望む声が増えたという調査結果が報道された。自民党をはじめとする改憲勢力は、コロナ禍に乗じて「緊急事態条項」を前面に出して改憲へと道を開こうとしている。今回の世論調査では「九条」に関しても世論は拮抗している。「中国脅威」を理由に挙げる回答が多いが、今一度、冷静に考えなければならない。4 月、菅首相は訪米し日米首脳会談を行った。共同声明では「台湾海峡有事」が明記され、日本の関わり方が今後、具体的に準備されていくことになる。トランプ政権では「一国主義」が前面に出ていたが、バイデン政権では同盟国の関与を促し、日本政府に対しても協力を求めている。一方で、さらに中国への圧力を強め、バイデン政権に代わってから台湾海峡の米艦船の航行は増えている。そのような中で着々と進むのが日本の防衛政策の変更だ。2018 年の防衛大綱では自衛隊の役割拡大と日米安保の強化、南西諸島防衛の強化を打ち出している。緊張をあおり武力で対抗していく負の連鎖だ。

台湾有事の法運用検討

政府、日米首脳会談受け

米軍基地や沖縄離島攻撃も想定

各事態と自衛隊の役割

重要影響事態	米軍などへの後方支援
存立危機事態	米艦の防護など（集団的自衛権を行使）
武力攻撃事態	日本防衛のため必要最小限度の武力行使

政府は、台湾海峡有事が発生した際の自衛隊活動に関わる法運用の本格的な検討に入った。菅義偉首相とバイデン米大統領による首脳会談で台湾情勢が主要議題となった。安全保障関連法に基づく「重要影響事態」や「存立危機事態」、日本が直接攻撃される「武力攻撃事態」に該当するそれぞれの状況や、自衛隊の役割を整理。必要な防衛力の強化を図る。実際の適用は中国に配慮し、慎重に判断する方針だ。複数の政府関係者が24日、明らかにした。（12面に関連）

関係者によると、日米首脳が約半世紀ぶりに「台湾」に言及した共同声明には、首相の主張で平和的解決を促す表現が追加された。会談では、日本側から台湾有事が重要影響事態や存立危機事態に当たる可能性があるとの認識も伝えていた。

台湾有事の自衛隊活動に関しては、台湾防衛のため出動した米軍などへの後方支援を行う重要影響事態か、集団的自衛権の行使を認める存立危機事態に該当するかどうかの判断が焦点となる。

重要影響事態は、放置すれば日本の安全に影響を与えるとみなされた場合に認定。米軍への補給や物資輸送などを担う。

存立危機事態は、密接な関係にある他国が攻撃を受け、日本の存立が脅かされる場合と規定。関係者によると、政府は中国が米軍を攻撃し、米軍基地が集中する沖縄も攻撃される危険性が強まれば、該当し得るとみる。自衛隊は米艦の防護などを実施するとみられる。

さらに与那国島や尖閣諸島といった沖縄の島々が侵攻を受ける恐れもある。武力攻撃事態と認定すれば、自衛隊に防衛出動を命じる。

政府・与党内では昨年、弾道ミサイル攻撃を相手国領域内で阻止する「敵基地攻撃能力」の議論が浮上した。菅政権は結論を先送りしつつ、長射程の巡航ミサイルの開発を決めており、敵基地攻撃に転用される可能性もある。

2021 年 4 月 25 日　沖縄タイムス

ところで、安倍政権に代わってから米国製高額兵器の購入がよく話題に上る。ミサイル防衛システム、F35 ステルス戦闘機（注 1）、輸送機オスプレイをはじめとする武器の数々だ。21 年度防衛予算は史上最高の 5 兆 3422 億円、さらに昨年度実績で補正予算 3867 億円も追加されている。そのうち 2 兆円近くは後年度負担、つまりローンの支払いに回されて、爆買いでローン残高も積み増しされている。岸防衛大臣は「GDP1% 枠にとらわれない」と発言し、防衛費の増額を思慮している。

岩国基地に垂直着陸する F35B（2020,8,5）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

（注 1）F35 ステルス戦闘機（F35 ライトニング II）

米国ロッキード・マーチン社を中心とする軍需企業が開発し、2015 年から配備が始まった。開発の遅れなどでコストがかさみ、米国内での配備が遅れ、同盟各国に売り込みをかけている。在日米軍は 2017 年から海外基地では唯一、海兵隊岩国基地に F35B を配備しており、原子力空母ロナルド・レーガンの艦載機にも F35C が配備される可能性がある。日本の自衛隊では F35A の配備が始まり、垂直離発着機能を持つ F35B も購入予定で、空母化する「いずも」「かが」での運用を予定している。最終的に F35A を 105 機、F35B を 42 機配備することを決めており、1 機当たり見積もりで 100 億円以上、単純に取得費だけでも膨大な額になるが、関連経費を入れるとその倍ぐらいになるそうだ。ちなみに、パイロットのヘルメットだけでも 4400 万円もする。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

九条改悪が進まない中でも、着実に壊憲し死文化を進めている。戦争法で集団的自衛権行使を可能にし、他国軍の防護に出動しており、戦争に加担することも可能にした。挑発行為を繰り返す米軍防護が最も危険との指摘もあり、戦争へと巻き込まれる可能性が高い。明らかに九条無視の武力行使であり到底許されない。また「敵基地攻撃能力の保有」が一方で進んでいる。菅政権は安倍政権が意欲を示してきた敵基地攻撃能力の保有には積極的ではないといわれるが、実際はどうなのだろうか。これまでの自衛隊のミサイルは「専守防衛」のため射程は百数十キロ程度と短かったが、3 年前に購入を決めた長距離巡航ミサイルは、500 キロ以上から 2,000 キロと長く、また、長距離ミサイルの開発費も計上され、事実上の敵基地攻撃能力を有し、専守防衛を完全に逸脱している。

陸上自衛隊の地上配備型ミサイル (射程を 500 ～ 900 キロに延伸する)

専守防衛を逸脱した兵器はこれまでも数多く配備され続けている。海上自衛隊呉基地の強襲揚陸艦（輸送艦）「おおすみ」型 3 隻は搭載した舟艇を使い上陸作戦を可能にしている。（配備当時はただの輸送艦と繰り返して言ってきたのに）そして、ヘリ空母（護衛艦）「いせ」からさらに大型化した「かが」は、今年度から F35B 発着可能な空母に変えるための予算が計上されている。昨年から配備が始まったイージス艦「まや」「はぐろ」は、米海軍イージス艦と情報共有し高性能ミサイルを搭載する。海上自衛隊の補給艦とともに、航空自衛隊は空中給油機までも保有し、F35 ステルス戦闘機などで世界中で戦争が可能になってきている。

昨年 3 月から 1 年以上かけて空母化へ改修が進む
「いずも」(2021 年 4 月 JMU 横浜)

一方で、南西諸島の基地強化は猛烈な勢いで進んでいる。沖縄の日本復帰から 5 月 15 日で 49 年を迎えた。返還と同時に配備された陸上自衛隊は規模の小さい第一混成団としてスタートしたが、2010 年には 2000 人規模の第 15 旅団に格上げし、現在では 3000 名ほどに膨れ上がっている。航空自衛隊も F15 戦闘機 40 機体制に倍増されている。施政権下に「銃剣とブルトーザー」によって拡張された米軍基地は縮小したが、いまだに約 70%の米軍専用施設が沖縄に残っている。さらに、1996 年の SACO 合意で「沖縄の負担軽減」を名目にしたものの、古くなった基地施設の多くを日本の予算で移設リニューアルしているのが現実だ。「負担軽減」と言いながら、基地の集約化とより使いやすい最新設備へと変わってきている。その代表格が「辺野古新基地建設」だ。港湾設備や弾薬庫を兼ね備えた航空基地建設を目指しているが、「普天間基地返還合意」から 25 年もたって、いまだ完成のめどすら立っていない。さらに、1974 年に返還合意した那覇軍港も浦添市により使いやすい軍港として移設することが進んでいる。これらの予算も日本政府が負担する。

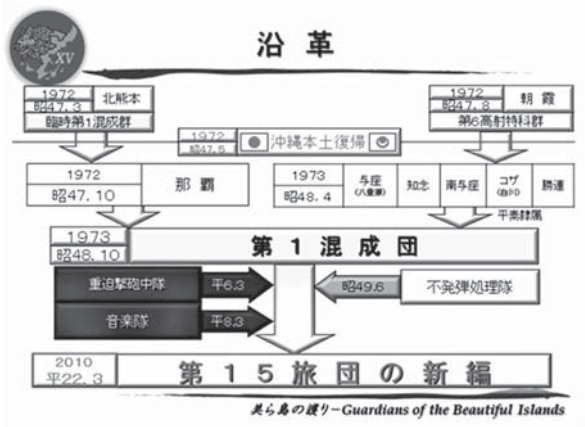

（第 15 旅団の HP より）

大きな軍事施設がなかった沖縄の離島にも基地建設が進む。「前宮古島市長逮捕」5 月 13 日の沖縄 2 紙のトップ記事だ。中国新聞にも小さな記事で報道されているが、陸上自衛隊宮古島基地建設の場所選定をめぐる贈収賄事件である。保守の地盤と言われた宮古島では前市長が自衛隊誘致のために基地建設が行われた前地権者から賄賂を受け取ったようだ。前市長は今年の市長選で落選したが、流れは大きく変わらない。復帰後、米軍レーダー基地から航空自衛隊基地に変わり、この島に存在していたが、陸上自衛隊の監視豚、ミサイル部隊に加え、弾薬庫までもが市民の反対にもかかわらず作られてきた。加えて、与那国島、石垣島、奄美大島でも配備または配備予定である。

岩国基地への艦載機移駐と同時にセットされていた、艦載機の離発着訓練 (FCLP) 施設として候補に挙がっている鹿児島県の馬毛島は実は、自衛隊の南西諸島防衛の一大拠点になろうとしている。しかし、馬毛島を所管する西之表市長は反対している。地元との十分な協議すら行われないなかで、環境アセスメント調査を行う暴挙を行っている。37 地点でボーリング調査が行われる予定だが、いまだ 9 か所しか終わっておらず、5 月末の期限延長申請を県に提出している。

FCLP は防衛省の説明によると、午前 11 時ごろから深夜の午前 3 時ごろまで行うと説明している。さらに、馬毛島では「いずも」型護衛艦の「模擬艦艇発着艦訓練」、F-35B の短距離離陸、垂直着陸の訓練」も行うとしている。岩国基地では 2000 年に、厚木基地では直近で 2017 年に FCLP または夜間に行う NLP が行われたが、騒音被害は甚大だった。騒音体験という名目で離発着訓練なしで艦載機とほぼ大きさが同じ F15 で行った。航空自衛隊の戦闘機を飛ばしただけで「体験」などとはもってのほかだ。岩国基地などで戦闘機の離陸時の騒音を聞くことがあるが、ものすごい爆音だ。FCLP で行われる着陸してすぐに飛び立つ「タッチアンドゴー」の時や、F35B の垂直離着陸時の爆音は、自然豊かで静かな種子島の環境を一変してしまう。今回の試験飛行では防衛省は 68 dBしか記録しなかった。つまり「たいしたことはない」と言わんばかりだ。

南西諸島での基地建設とともに、日米共同演習を中心に多国間演習が盛んにおこなわれている。今秋には 14 万人規模の演習が予定されているという。この間、離島奪還訓練と称して、米海兵隊と陸上自衛隊水陸機動団との合同演習が目立つ。この演習には旗艦として「いずも」「かが」が参加し、呉の揚陸艦「おおすみ」などが訓練を行う。沖縄を中心にした地域が戦場として想定されているわけだ。そのようなことをさせてはならない。現在の技術（装備）で、中国のミサイルは南西諸島を攻撃できる。基地建設をすることによってその危険は増す。だから「敵基地攻撃能力が必要だ」という負の連鎖には未来はない。

共生考　番外編XI 「ヘイトスピーチ規制条例」を考えるII

笹川俊春（共生フォーラムひろしま理事）

前回に引き続き、「ヘイトスピーチ規制条例」について考えてみたい。前回は、法によるヘイトスピーチの規制が権力による「表現の自由」の弾圧を招来しかねないという論議に対して、二人のヘイトスピーチ被害者（いずれも在日コリアン女性）の事例を挙げ、ヘイトスピーチが「表現の自由」のレベルで論じるような表現とは異質な差別表現であり、殺人や傷害と同等の、言葉による身体への暴力、犯罪行為であることを述べた。そして、ヘイトスピーチ被害者が裁判を通じて、日本社会の公正や正義、構造的差別の問題を鋭く問うていることにも言及した。今回はヘイトスピーチの規制が何をめざしているのかを明らかにした上で、「ヘイトスピーチ規制条例」がなぜ広島で必要なのかを考えてみたい。

差別の禁止

ヘイトスピーチにはそれを生み出す土壌がある。それは社会システム＝差別構造としてのマイノリティへの差別である。したがって、ヘイトスピーチの規制が土壌としての社会システムの変換、つまり差別をなくしていくことをめざすのは当然である。とはいえ、最も重要で喫緊の課題は、表現による暴力（犯罪行為）としてのヘイトスピーチの根絶にあることは言うまでもない。と同時に、現状の社会システムが差別構造を持ち、マイノリティへの差別を拡大再生産し続けていることの問題点を明らかにすることも欠かせない。いずれにしても目的は差別の禁止である。これは日常的に差別に晒され続けているマイノリティにとっては至極当然のことだ。

一方、マジョリティにとっても、少数の差別主義者を除けば、差別がよくないことはわかっているはずだ。ところが、多くの人々は、差別とは偏見に囚われた人、あるいは偏見に流されやすい人が陥る非合理的で情緒的な反応であり、近代的で合理的な考えを持ち、理性的な判断のできる人なら差別がよくないことは簡単にわかると考えている。ゆえに、差別を個人の意識の問題とみなし、社会システムそのものが差別を作り出していることには思い至らない。

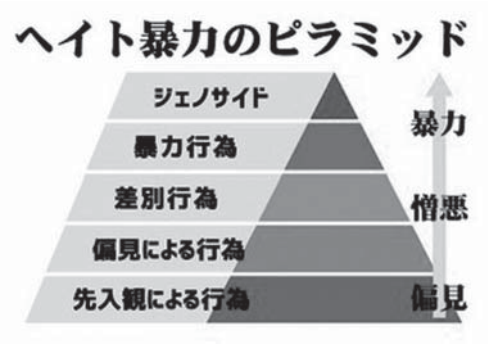

だから、差別の禁止をマイノリティが声高に叫ぶと「ほんとに差別なんてあるの？」とか「何をそこまで言わなくても」となる。悪くすると「差別されてるのはお前らだけじゃない」と開き直ったりもする。こうしたマジョリティに対しては差別の被害者であるマイノリティの声を直接届けることが最も効果的だと私は思う。しかし、それはなかなか難しい。なぜなら、まず第一に被害者は声をあげる機会を奪われているからだ。さらに、「差別はない」と思い込んでいる人は、被害者があげた声を情報として受け入れるためのリテラシーがない。

では、どうするか。まずは学校教育である。そして、マジョリティを対象とした地道な啓発活動をやり続けるしかない。しかし、これもまたリテラシーの欠如したマジョリティには残念ながら届きにくい。とすれば、市民社会全体に網を被せるように差別の禁止という規範を法という形で可視化するしかない。ここに差別の禁止をヘイトスピーチの規制という形で法制化する根拠があるのではないか。

昨年、Black Lives Matter(BLM 運動）が世界を席巻し、大きなうねりとなった。これに対しマジョリティの一部が「All Lives Matter」つまり「すべての人の人権尊重・人権擁護」を主張したのは周知の事実だ。この主張にマジョリティの傲慢さと差別意識を感じるのは私だけだろうか。

マジョリティが「All Lives」を殊更に主張するのは「Black Lives」を主体化させたくないからではないか。「Black Lives」が主体として立ち上がれば、当然、特権を享受している「White Lives」の特権性が対象化され、「White Lives」をマジョリティとする差別構造が問題化される。だから、差別構造を隠蔽するためには「White Lives」の特権性を保持したまま、「All Lives」の人権尊重を主張するという融和主義が最も好都合だ。融和主義はいつも「マイノリティのため」と称して、差別構造（差別意識）を維持（保持）したままマイノリティの人権尊重・人権擁護を傲慢にも恩恵として主張する。これはどこか遠くの外国の話ではない。日本社会の中で人権尊重や人権擁護を唱えている、人権意識の高いマジョリティにも通底していると私は思う。だからこそ、法による差別の禁止は、特権を享受しつつ、そうした自身のありように無関心なマジョリティに自分自身を対象化させる手段にもなるはずだ。

現行法の限界

2015 年から 2016 年にかけて「差別解消」を掲げる三つの法が成立した。いわゆる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」である。しかし、そのいずれも先に述べた意味での法による差別の禁止とは程遠い内容になっている。

かろうじて「障害者差別解消法」だけは「差別の禁止」に言及し、第七条と第八条で行政機関や事業者が「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること」を禁止している。ただ、これらの条文は、本来平等であるべき場面での差別的扱いという差異差別を禁止しているだけであり、私たちがヘイトスピーチの規制を通して実現しようとしている関係差別の禁止ではない。繰り返しになるが私たちが求めているのは、マジョリティとマイノリティとの権力格差という絶対的関係に基づく差別の禁止である。

「障害者差別解消法」第四条には「国民の責務」として「障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」とある。だが、障害者以外の「国民」(マジョリティ) こそが差別する当事者 (主体) であるとの認識をこの条文から読み取ることはできない。「差別の禁止」に言及しているとはいえ、これが現行法の限界であることは明らかだ。いわんや「差別の禁止」という文言すらない「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」においてをや、である。

もともとヘイトスピーチとはマジョリティの一部である差別主義者によるマイノリティへの差別＝犯罪行為であり、部落差別もマジョリティによるマイノリティへの差別である。とすれば、関係差別の禁止なくして、「差別解消」が実現するとは到底思えない。「ヘイトスピーチ解消法」と「部落差別解消法」では「差別解消」のために「相談体制の整備」「教育の充実」「啓発活動」を列挙しているが、「国民」を教育や啓発の対象・客体とみなすだけでは差別は解消しない。「国民」を差別する主体と捉え、主体としての「国民」の差別行為を禁止することが「差別解消」には不可欠である。にもかかわらず、「障害者差別解消法」を含めて三法にはそうした視点がない。現行法の限界は明らかだ。

法によって市民社会全体に差別の禁止という網を被せることは、現行の「差別解消法」では実現できない。ならば、国ではなく地域の市民社会が地域住民の合意形成によって差別の禁止を条例という形で可視化すればいい。例えば、川崎市の条例では「何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」として、すべての市民を主体と位置づけ、明確に差別を禁止している。他の自治体の条例でも「何人」を「市民」としている場合もあるが、共通しているのはマジョリティを差別の主体と捉え、差別の禁止に言及していることだ。現行法の限界を地域毎の条例制定によって乗り越えることは可能なのだ。

広島で条例を

戦後、広島市は「国際平和文化都市」を掲げ、恒久平和と核兵器廃絶を世界に向けて発信してきた。そして、2001 年に制定した「広島市男女共同参画推進条例」の「前文」では「すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる」として「平和」の概念をより深化させ、「差別や抑圧」のない状態と規定したの

である。これこそが積極的平和主義である。私たちは広島の積極的平和主義によって、憲法違反の集団的自衛権を認めた政府の「積極的平和主義」を打破し、真の平和主義として機能させなければならない。

しかし、現在の広島では、すべての広島市民が「差別や抑圧」のない状態、つまり「平和」な状態にあるとは言えない。広島朝鮮高級学校の子どもたちに向けた差別行為やヘイトスピーチが実際に起こっている。例えば、2019 年 1 月 19 日広島市内の県庁舎前で高校授業料無償化適用と無償化裁判への支援を求める街頭活動をしていた高級部女子生徒に一般市民から「バカじゃない。邪魔なんだけど、この世にいる価値ない」というヘイトスピーチが浴びせられた。また、同年 1 月 28 日、広島市内のファーストフード店で高級部女子生徒に日本学校の男子高校生が「死ね」とヘイトスピーチを浴びせている。川崎や東京、大阪のような街頭デモによるヘイトスピーチとは異なるとはいえ、ヘイトスピーチであることには変わりない。しかも標的にされるのは女性である。

こうした深刻な犯罪行為を根絶するためにも、被害者をはじめとする、広島に暮らすすべての人々があらゆる暴力や差別や抑圧から解放され、文化的背景や障害の有無、年齢や性、人種や民族、国籍や出自にかかわりなく、差別されず、ともに生きることのできる地域社会の実現がぜひ必要である。「差別の禁止」を盛り込んだ条例の制定こそ喫緊の課題だ。

おわりに

最後に前回取り上げた川崎市の崔江以子 (チェ　カンイジャ) さんに関わる東京新聞 2021 年 4 月 24 日付の記事を紹介する。

> 三月、「コロナ入り」と称した菓子の空き袋とともに「死ね」と十四回書き連ね、在日コリアンを攻撃する封書が届いた。事件後、防刃チョッキを着て生活しているという崔さんは地域のハルモニ (おばあさん) たちの不安に触れ、「これは私への加害であり、在日コリアンの痛みでもある」と訴えた。国のヘイトスピーチ解消法は来月、成立五年を迎える。崔さんは「法律ができた時より、生きることがつらい。殺される恐怖が、こんなに続くと思わなかった」と吐露。「啓発だけでは止まらない五年だった。国に強く、今ある被害に追いつく対策を求めます」

ヘイトスピーチの根絶、差別の禁止はもはや待ったなしだ。その手段としての条例の制定を急ぎたい。

福島原発事故から10年、島根原発2号機の再稼働はNO！
「福島原発事故終息」にさせてはならない！

溝田一成（上関原発止めよう！広島ネットワーク）

Ⅰ　島根原発2号機の再稼働はNO！

⑴　島根原発状況

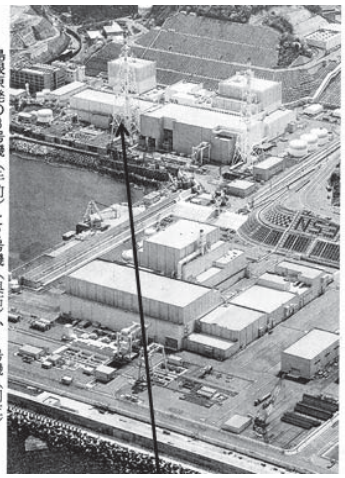

廃炉が決まった（2015.3月）島根原発1

島根県庁所在地の松江市中心部から 10ｋｍ、広島から 150ｋｍにあるのが中国電力の島根原発1、2、3号機である。

46万kwの1号機は1976年に運転開始し2015年に廃炉が決定し、廃炉作業に入っている。事故を起こした福島第一原発のGE社と同じ型になる。

82万ｋｗの2号機は、1989年に運転開始し、今年で32年目、あと 8 年で原発の寿命がきてしまう。この原発は福島事故後の2012年1月の定期検査から停止したままでいる。中国電力は 2013 年 12 月に再稼働適合申請を行い、今年 4 月の 183 回の規制委員会の審査で、審査の完了になり、補正書の提出をしながら規制委員会が合格を出すことが予想される。

137.3 万ｋｗの 3 号機は、建設進捗率 93％になり、運転開始を待つ段階であったが、これも福島原発事故で核燃料が装荷されずに、運転を待つ状態にある。2 号機の再稼働が優先されていたが、2018 年 8 月に運転申請を提出した。規制委員会は 2 号機の審査を優先するということで、現在規制委員会の審査は凍結されている。

⑵再稼働への動き

島根原発から約 2km の距離にある「宍道断層」は、島根原発建設当時は「ない」とされていたが、運転差止裁判により、活断層は 8→10→22→25→39km とあることが明らかとなり、基準地振動820ガルで行うことを規制委員会は了承した。

伊方原発裁判では差し止めになった火山灰堆積評価も三瓶山からの降下灰を56ｃｍにしてやっと了承された。

2013 年 12 月に提出された再稼働適合審査は、183 回もの審査を終えることにはなったが、この間、中国電力のいい加減な提出内容で再三コメントを求められ、審査は進んでいかなかった。

基準地震動も、昨年 12 月に出された大飯原発設置許可取り消し裁判では、耐震設計の前提になる基準地震動を過去の平均値を用いていて、平均値より大きくなる「ばらつき」を顧慮してないとの違法の判決が出た。島根原発でも 1000 ガルを超える評価を加味するとなると、この820ガルが十分とはいえない。

⑵　安全性の問題

「宍道断層」の評価は、耐震安全性に対する信頼を崩している。中国電力は、宍道断層が「存在しない」ことを前提に、1、2 号機を建設してきた。宍道断層の長さは、1998年の調査で見つけて以来、元広島大学中田教授らによる調査と審査の過程で次々に延伸し、0ｋｍが8k、10k、22k、25k、そして39ｋｍが明らかになった。

宍道断層は、39ｋｍで終わりではなく、東や西にも伸びていく可能性がある。鳥取沖断層との連動も懸念され、もっと大きな地震動も予想される。

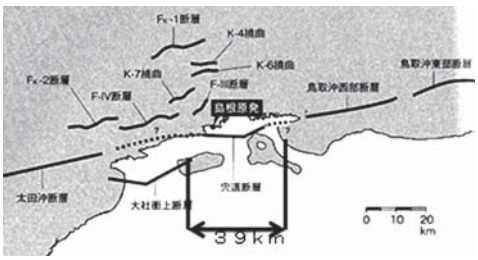

島根原発周辺の活断層

中国電力の資料をもとに原子力資料情報室作成

⑶　原発事故避難の問題

原発30ｋｍ圏内の住民約47万人は、島根原発事故が起こると逃げようがなく、隣の広島・岡山県に避難する協定を島根県は結んだ。広島県が 17 万人、岡山県が 10 万人の避難者を受け入れるという県間協定をして、自治体に大きな負担をかけていく計画になっている。

毎年 10 月末に実施される防災訓練では、バス2台を使って広島県や岡山県に行くのであるが、受け入れ先の自治体に避難受け入れマニュアルができていなかったりして十分なものではない。

ましてや、コロナ禍での対応はできておらず、従来の一人 2 ㎡のままで感染対策になっていない状態だ。

さらに、避難時に県境の中国山地を越える道路は 4、5 本で交通渋滞が起こるのは明らかで避難にはならない。

そんなことを考えていくと、広島県や岡山県の人たちも原発事故時には逃げていかなければならない。避難受け入れどころではなくなるので、再稼働をやめるように自治体に表明してもらうような取り組みをしていきたい。

原発30ｋｍ圏内の市町（雲南市、出雲市、安来市、境港市、米子市）

では再稼働を問う住民条例の制定の取り組みが始まっている。

⑷　たまり続ける原発の使用済み核燃料

原発を動かせば、使用済の燃料や核の廃棄物ができてくる。その処分方法は決まっておらず、引き取る所も未だない。使用済み核燃料は再処理してプルトニウムとして使用するので、原発の燃料はいらないと政府はいうが、プルトニウムを使用する高速増殖炉「もんじゅ」はうまく動かず廃炉が決まった。今までに取り出した約 47 トン近くのプルトニウムが溜まり、行き場がない。

核爆弾への転用もできるので核兵器製造ができない我が国は、原発の後始末に大きな問題をかかえている。島根原発では 2678 体の使用済み核燃料を燃料プールに保管している。原子炉よりも耐震性の危ない燃料プールや使用済み核燃料の処分、保管方法のない使用済み核燃料を作り出す原発を動かさない選択肢しかない。

⑸　今年も中国電力の株主総会へ脱原発議案

私たちは 6 月 25 日の株主総会で以下の島根原発関連議案を提案する。これは総会 7 議案中 3 議案となる。7 議案で島根原発関連は3つ。全文はブログ:「脱原発へ！中電株主行動の会」で。

議案 1：原子力発電所の運転期間

◎原子力発電所の運転期間を 40 年とする。

議案 2：島根原子力発電所の再稼働禁止と廃炉

◎島根原子力発電所 2 号機の「再稼働」を行わない。

◎島根原子力発電所は廃炉とする。

◎建設中の島根 3 号機は運転をしないで、見学用、研究用に転用する。

議案 3：原子力発電所から周辺 60ｋｍ圏内自治体との安全協定締結

◎原子力発電所から 60ｋｍ圏内の自治体と安全協定を結ぶ。

◎原発事故時における避難範囲を原子力発電所から 60ｋｍの圏内に拡大する。

・防災対策 (避難計画含) を原子力発電所から 60ｋｍ圏内の自治体と協力して行う。

・防災対策（避難計画を含む）に関する費用については当社が負担する。

⑹　稼働で中国電力に抗議申し入れ

4 月 26 日、中国電力前で行った「『チェルノブイリ原発事故から 35 年』を考える中電前の集い」で、再稼働しない要請書を中国電力に提出した。

2、「福島原発事故終息」とさせてはならない！

トリチウム汚染水の海洋放出をやめさせよう

⑴事故を起こした福島第一原発にたまる汚染水

汚染水のおおもとは、1～3 号機の原子炉建屋で溶け落ちた核燃料の冷却に注入されている水が、核燃料に触れてセシウム、ストロンチウム、トリチウムなど 63 種類の放射性物質が溶け込んで、高濃度な汚染水となっている。その上、注入する水以上に、大量に地下水などが流れ込んでいる。山側からの地下水が建屋に流れ込むなどして建屋内の汚染水は、2014 年 5 月には、1 日 540 トンもあった。

⑵東京電力・政府の汚染水を減らす対策は？

東京電力は汚染水を減らすために、建屋に流れ込む地下水を抑えようと対策に取り組み、▽建屋の上流側で地下水をくみ上げて海に流す「地下水バイパス」や、▽建屋周辺の井戸で地下水をくみ上げる「サブドレン」という方法で、流入する地下水の量を減らそうとした。

さらに汚染水対策の柱として、2016 年 3 月から運用が始まったのが「凍土壁」である。建屋の周辺の地盤を凍らせて氷の壁で取り囲み、地下水の流入を抑える対策で、パイプに氷点下 30 度の液体を流して、およそ 1.5 キロの氷の壁を作り、東京電力は 2017 年 11 月、おおむね完成した。さほどの効果がなく、昨年度でも 1 日 180 トン増えている。

現在の処理は、建屋の汚染水は「セシウム除去装置」で、セシウムとストロンチウムの濃度を下げ、「淡水化装置」で淡水と塩分や放射性物質を含む濃縮水に分離する。淡水は核燃料の冷却に再利用し、濃縮水を「多核種除去設備の ALPS(アルプス) に通して、ほとんどの放射性核種を取り除く。しかし、トリチウムは取り除くことができない。この汚染水が 120 万トンになった。

⑶トリチウムの処理

ALPS 汚染水をどう処分するか。経済産業省小委員会が取りまとめたのは、「海洋放出」と蒸発させて排出する「大気放出」だ。最終的には◎通常の原発で実績がある、◎設備が簡易で取り扱いのノウハウがある、◎放出後に拡散の予想やモニタリングをしやすい、◎想定外の事態が起こりにくい、などのメリットで「海洋放出」が確実にできるとした。

⑷　反対の声

「絶対反対」の福島県漁連や全漁連、福島県内の第一次産業、観光などの関連産業、福島県の 51 自治体で反対 25、慎重 16 の市町村議会が決議 (2020 年 10 月現在) を可決しているそうだ。4 月 13 日菅内閣は、「海洋放出とする」基本方針を閣議決定した。

だが、反対の声は海外にも広がり、台湾の 23 の環境 NGO が、汚染水の海洋放出はロンドン条約に違反すると反対の意見を日本政府に伝えた。6 月 9 日には、4 名の国連特別報告者が連名の声明を表明した。私たちはノーニュークスアジアフォーラムの汚染水国際署名呼びかけ団体にもなり、国際署名「福島原発事故 10 年、汚染水を海に流さないで 原発もうやめよう！」の呼びかけを 311 団体 (24 か国) で取り組んでいる。賛同して署名を広げてほしい。もう少しで 75,000 人に到達 (現在 107 か国から 74,488 筆)。

署名は　http://chng.it/rO2DWbJk　から

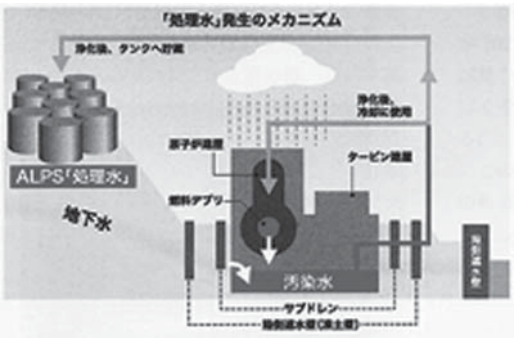

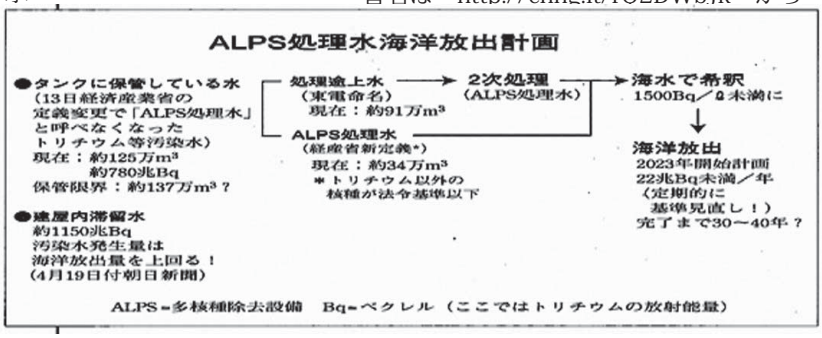

日本政府は高齢の被害当事者に向き合い、人権の回復を即時実現すべきだ！

岡原美知子（日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク事務局長）

日本軍性奴隷制 (=「慰安婦」) 問題は過去の問題ではなく、いかに現代の問題であるか、相次ぐ報道で理解できる。1.8 及び 4.21 ソウル中央地方法院判決、ハーバード大学ラムザイヤー教授論文問題、滋賀県議会の「ソウル中央地裁判決非難決議」(2021.2.15)、東近江市議会の「ソウル中央地裁判決に対して断固たる措置を求める意見書」採択 (2021.3.25)、「『従軍慰安婦』ではなく、単に『慰安婦』という用語を用いることが適切」とする日本政府の閣議決定 (2021.4.27)、文科大臣の検定合格済みの教科書書き換え言及と次々と洪水のごとく溢れている。

この一連の動きがアジア太平洋戦争中、日本軍が植民地や侵攻支配した地域での戦時性暴力犯罪の隠蔽・歴史歪曲の流れ・女性の人権の問題であることを強く認識しなければならない。嘘も百篇言えば真実となるのが如く、連日のように否定・歪曲ニュースが流れれば人の意識の中に刷り込まれていき、「世論」が作られていく怖さを感じる。とりわけこの 10 年間はそれが加速している。そうした流れに抗い歴史事実とは何か、女性の人権とは何か、立ち止まって思考する姿勢を持ちたいと考える。今回は、限られたスペースの中で 4.21 判決と『まわり道』を取り上げる。

4.21 ソウル中央地方法院判決　原告の訴えを却下　1.8 判決とは真逆の判決

日本軍「慰安婦」被害者が原告となり、自国の裁判所に日本国による損害賠償を訴えた訴訟は 2 件あり、担当裁判官は異なる。

第 1 次訴訟 (2013.8.13 調停申し立て、2016.1.28 訴訟に移行、原告李玉善 (イ・オクソン) さんら 12 人、2021.1.8 判決) は原告が全面勝訴　日本は控訴せず判決確定。

第 2 次訴訟 (2016.12.28 提訴、原告李容洙（イ・ヨンス）さんら 20 人、2021.4.21 判決) は原告が敗訴し控訴中。

いずれも日本国の「主権免除」が争点となった。日本政府は、主権免除を盾に最初から裁判を拒否。主権免除とは、主権国家は他国の裁判権に服さないという国際慣習法である。19 世紀のころは、主権免除が国家のあらゆる行為に適用される「絶対免除主義」が支配的だった。しかし、19 世紀末頃からヨーロッパの裁判所に「商行為例外」や「不法行為例外」の「制限免除主義」による判決が見られるようになった。人権救済を重視する「人権例外」は 21 世紀の初め頃から広まり始めている。

1.8 判決は、重大な国際法違反による深刻な人権侵害の被害者の最後の救済手段が国内裁判である場合には主権免除を適用せず被害者の裁判を受ける権利を保障しようという「人権例外」を正面から認めた、アジア初の画期的判決であった。日本軍「慰安婦」被害者 12 人の訴えを認め、日本国に一人当たり 1 億ウォンの賠償を命じた。

ところが、4.21 判決は、日本国の「主権免除」を認め、原告たちの訴えを却下した。理由は、「『韓国の外交政策と国益』に影響を及ぼす事案」「外国である被告 (= 日本) に主権的行為に関する損害賠償請求はできない」とし、1.8 判決とは真逆の結論となった。4.21 判決は人権例外を否定した国益中心の古い国際法の流れに則っている。さらに、主権免除を認める大きな理由として、「日韓合意」(2015.12.28) は、被害者たちに対する代替的な権利救済手段という。「日韓合意」の検証を行った文在寅政権が「合意は『慰安婦』問題の真の解決にはならない」(2018.1.9) と新方針を発表しているにもかかわらずである。

原告の李容洙さんは判決直後に、記者団に「荒唐無稽だ。ICJ に判断してもらう」と言及した。1.8 判決と異なる結果に衝撃を感じた様子だった。

1.8 判決は「日韓合意」については、「『慰安婦』被害者らの民事上の損害賠償請求権の行使を韓国政府に委託しておらず、個人の権利を国家が処分することはできない。合意により原告らの損害賠償請求権が最終的、不可逆的解決を見たと断定することはできない」と被害者の権利を重視した。どちらが被害者の人権回復に重点を置いたか明白である。

しかし、私たちは、韓国の判決批評にとどまるのではなく、問われているのはあくまでも加害国日本であることを忘れてはならない。4.21 判決直後、加藤勝信官房長官は、記者会見 (2021.4.21) で「韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを引き続き強く求めてまいります」と、これまで同様今後の対応を韓国政府に求めた。この姿勢の中に植民地支配をした側の傲慢さを感じてならない。韓国の判決が割れようとも日本政府こそが主体的に加害当事国としての適切な解決策を提示し、あくまでも被害者の人権救済に向けた措置を取らねばならない。被害者たちが置き去りにされた 2015 年の「日韓合意」では、被害者に一言の謝罪もなく、10 億円は賠償ではないと答えた岸田外相の発言に被害者たちが激怒した光景は今でも鮮明に浮かび上がってくる。

日韓合意後に出された国連の 2016 年女性差別撤廃委員会最終所見では、日本政府に「被害者中心アプローチを十分に採用していない」と勧告。2017 年の国連拷問禁止委員会は韓国政府に対し、「合意」見直しの勧告。これらは、「国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に対する基本原則とガイドライン」(2005.12 国連総会採択) で表明された被害者中心主義に則っている。

2021 年 4 月 7 日、日本や韓国をはじめとする約 10 カ国の弁護士、研究者ら計 410 人によって第一次訴訟判決を支持する声明が出された。第一次訴訟判決を支持する法律家らは「アジアで初めて人権による主権免除例外を認定し、人権中心の新しい国際法を後押しした」「国家によって侵害された人権を回復するための新たな手段を世界に示した判決」と、その意義を強調した。日本政府はこの新たな潮流を認識すべきだ。

ドキュメンタリー映画『まわり道』上映＆トークを開催 ～被害者の想いとは～

ひろしまネットは 4 月 17 日に「ナヌムの家」の「ドキュメンタリー映画『まわり道』上映＆トーク」をオンラインで開催した。ナヌムの家は 1992 年 10 月、ソウルに開設された日本軍性奴隷制被害者たちの共同生活の場。1995 年に現在地の京畿道広州市に移転。『まわり道』にはそこで暮らす個性あふれるハルモニたちの 20 年間の日々の様子が記録されている。中国・長江の慰安所が冒頭映し出され、被害者たちの苦しみを想像させられる。日本での証言集会。ふと漏らす自らが受けた被害の話。学生たちに語る体験と平和への願い。楽しく過ごす外出の様子。水曜デモに参加し解決を訴える姿。韓国政府と日本政府への叫びのような訴え。一人二人と亡くなっていく別れの姿など、ナヌムの家で暮らしてきた被害者たちの息づかいが伝わり、語りに耳を傾けることを忘れてはならないと思う。

李玉善さん 『まわり道』より

《李玉善さんの語り》

■ソウル日本大使館前の水曜デモで

「韓国の親の中に娘を産んで 15 年育てて日本のやつらに捧げる人がどこにいますか。皆さん、考えてみてください。私たちが賠償を受けるべきか否か。私たちは血の代償を誰からもらうべきですか？私たちの血はあいつらに全部吸われたから、私たちは血の代償をもらわないといけません。これは補償ではなく賠償です」　ぽつりと、「安倍が私たちの前で膝まづいて、謝罪の日が来るかな？」

■「日韓合意」後に学生たちに語る場面

「(朴槿恵は) 大統領の中でもかなり最悪でした。日本の総理と同類よ。だから二人でグルになってお互いに手を叩きながらね、合意じゃなくて、韓国政府が日本から金受け取ってハルモニたちを売ったのよ」

《李容洙さんの語り》

サンチュを採りながら、「産婦人科に診てもらったら、結婚できないですね。結婚しても妊娠できないですと言われた」と話す姿が切ない。また、こうも話している。「被害者としてたくさんの『慰安婦』という言葉を聞きましたが、『慰安婦』と言われれるの本当に嫌です。私の名前は、イ・ヨンスです。でもどうして日本が連行したのに『慰安婦』と呼ばれるのか分かりません」

《上映後の李玉善さんへのインタビュー》
（通訳は矢嶋宰さん）

お孫さんとの交流と『草』についての質問には、「中国で暮らす孫とは電話で時折連絡を取っています。『草』が多くの国の言語に翻訳され、たくさんの人に読まれていることは嬉しい、自分の歴史を知ってほしい」と答えた。

■1.8 判決について

「判決はいい。求めているのは賠償プラス謝罪をしてほしい。先ず日本がしなければいけないことは、何があったか認めて、認めたことをきちんと明言することです。(受け入れられる謝罪は) まず私が言いたいことは、当時世の中のことがわからない幼い少女であった私を日本は強制的に『慰安婦』にした。ところが、今になってそんな強制的ではなかったと否定しています。しかし、日本がそうやって嘘をついてばかりいて当時何があったのか、自分たちに対して何をしたのか率直に向き合って認めることが先ず必要です。その後で謝罪をしてほしいと思います。もう一つ言いたいのは、この問題は私たちにお金を与えてすぐに解決する問題ではなく、お金ではなく先ずきちんとした謝罪を私たちは求めています」

■日本の市民に伝えたいこと

「先ず日本の皆さんにお願いしたいことは、こういったことをしておきながら、何もなかったようなフリをするそういったことではなくて、もう少し反省してほしいと思います。日本はいつまでも嘘をついていないで、私たちに対してきちんとした賠償をしてほしいと思います」

(コロナ禍で外部からの訪問者がない日々が続き)「暇なのでずっと花札をやっていたら強くなった」と笑わせ、「どこまでいくかわからないけど長生きしてみせます」と最後は笑顔で終わった。

一時病気で入院し体力は衰えたそうだが、95 歳になる李玉善さんの強烈なメッセージに、さあ、応えるのは私たちだ。

■日本軍「慰安婦」歴史館・国際室長の矢嶋宰さんから ナヌムの家民主化闘争の報告

この民主化闘争 (前号 109 号参照) は、なかなか進展しない状況にあり、社会福祉法人大韓仏教曹渓宗ナヌムの家の運営人からは告発したスタッフたちに対する嫌がらせやスラップ訴訟提訴があり、ハルモニたちとの交流をさせないなど厳しい現実が報告された。ハルモニたちとナヌムの家の周辺の人たちとの交流が自由にできるような民間共同体に作り替えたい構想も語られ、前を向いた話が聞けた。今後の推移を見守りたい。

戦時中、日本が女性の人権を踏みにじったこの日本軍性奴隷制問題、日本政府が加害国として被害当事者の語りに耳を傾け解決姿勢を示せば流れは大きく変わる。

自由社の中学校歴史教科書の検定合格に伴う「採択替え」採択が今夏行われる？！

山川 滋（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）

1　今年の夏、また中学校歴史教科書の採択が行われるのか？！

教科書ネット・ひろしまは今年は高校指導要領改訂に伴い新設された「公共」「歴史総合」「地理総合」に重点をおいて取り組む予定だったのだが、昨年度検定で不合格だった自由社歴史教科書が今年合格したことに伴い、中学校歴史教科書すべてを対象にした「採択替え」ができるようになり、新たな取り組みが必要となった。

なぜこのようなことになったのか？通常であれば義務教育教科書は 4 年に一度すべての教科の採択を行うのであるが、教科書無償措置法施行規則では特例として「発行していた教科書が――発行をやめる場合」「採択区が新しくできた場合」「不正採択が行われた場合」そして今回の「再申請により検定合格となった教科書がある場合」は特例となるのだ。

どのような特例になるか？今年の 3 月 30 日に文科省が出した「採択事務処理について（通知）」によると「・・・令和 3 年度においては、自由社の『新しい歴史教科書』が検定審査不合格の翌年度の再申請により検定に合格し新たに発行されることとなったので、無償措置法施行規則第 6 条第 3 号により**採択替えを行うことも可能になった**」のである。さらに通知は概ね次のように言う。

- 「採択替え」の採択を行うか否かは、採択権者の判断による。
- 自由社を含むすべての中学校歴史教科書を対象にした採択替えも可能である。
- 採択替えを行う場合には、教科書採択の公正性・透明性を確保するために、採択結果・理由などの情報を積極的に公表し、説明責任を果たすこと。

なんだ？このあいまいな言い回しの規則や通知は？要するに「採択替えの採択」をするかどうかは教育委員会の判断で行い、その説明責任を果たせ、ということである。昨年中学校教科書採択を行い、今年使い始めたばかりの教科書を 1 年間だけ使って、来年度から別の教科書に替えるようなことをすれば、コロナ禍で疲弊している学校教育がさらなる多忙化（教育課程や教材や指導案の作り替え等）により機能不全に陥るであろうことは火を見るより明らかであると私たちは思う。では、教育委員会は文科省の言うように「採択替えの採択」をしない判断をすればよいのではないか？と思い、私たちは県市町教委に対して「採択替えの採択をしない要望」と「どう対応するのか？」を問い合わせている。いくつか返ってきているものを見ると、どれも「採択替え採択を行う」であり、その理由は「無償法や通知に基づく適正な採択をしたことの説明責任があるから」という。

この回答も、どういうこと？という感じがする。コロナ禍で疲弊している子どもや学校や教職員のことよりも、誰に対しての「説明責任」のために採択を行うのか、と思うのである。だれ？というのは恐らく「なぜ採択替え採択をしなかったのか！」と言う勢力だろうと推測する。一般市民の多くは採択替え採択のことも知らないし、4 年間使うのが普通だから 1 年使っただけで採択替えするのはおかしい、と素朴に思うだろう。市民が知らないのだから採択替え採択はしなくてよい、というのではない。採択替え採択をすれば学校に不必要な負担がかかるからするべきではないと考えるのである。採択替え採択をするのは教育委員会の判断によるのであるから、子どもや学校のことを考えて最善の判断をしてほしい。

2 では、自由社の歴史教科書はどんな教科書なのか？

一言でいえば、右翼政治勢力である日本会議が全面的に支援する「戦後の歴史教育を『自虐史観』と批判する『新しい歴史教科書をつくる会』の流れをくむ」(5/18 神奈川新聞）歴史教科書である。

では、具体的にはどのような内容なのか。「日本国憲法についての記述」について「つくる会」系の自由社・育鵬社と、私たちがリベラル系と考える教育出版・学び舎とを比較して読み比べてみよう。

〈自由社の記述〉

GHQ は大日本帝国憲法の改正を求めました。日本側は多少の修正を加えるだけで民主化は可能だと考え、改正案をまとめました。しかし GHQ は・・・約 1 週間でみずから作成した英文の憲法草案を日本政府に示し、根本的改正を迫りました。政府は、交戦権の否定などを含む草案に衝撃を受けましたが、拒否した場合、天皇の地位が存続できなくなることを恐れ、受け入れました。占領軍が占領地の憲法を変えることは戦時国際法違反になるため、草案は帝国議会で審議する形をとりましたが、GHQ の意向には逆らえず、ほとんど無修正で成立し、11 月 3 日、日本国憲法が公布されました。

〈育鵬社の記述〉

GHQ は、日本に対し憲法の改正を要求しました。日本側は、大日本帝国憲法は近代立憲主義に基づいたものであり部分的な修正で十分と考えました。しかし、GHQ は日本側の改正案を拒否し、自ら全面的な改正案を作成して、これを受け入れるよう日本側に強く迫りました。天皇の地位に影響がおよぶことをおそれた政府は、これを受け入れ、日本語に翻訳された改正案を、政府提案として帝国議会で議論しました。議会審議では、細かな点まで GHQ との協議が必要であり、議員は GHQ の意向に反対の声を上げることができず、ほとんど無修正のまま採択されました。・・・

しかし、占領が終わり、わが国が独立国家として国際社会に責任ある立場に立つようになると、憲法改正や再軍備を主張する声が上がりました。この問題については、現在もなお多くの議論が行われています。

〈教育出版の記述〉

・・・GHQ は日本政府に対し、憲法の改正を指示しましたが、政府の改正案は大日本帝国憲法の一部を修正しただけでした。そこで、GHQ は民間の憲法研究会の草案を参考にした草案を作って政府に示し、政府はこれをもとに新たな改正案を作成しました。この案は、議会での審議と修正を経て・・・施行されました。

日本国憲法は，国民主権・基本的人権の尊重・平和主義（戦争の放棄）の三原則をかかげ、天皇は、日本国および国民統合の象徴と定められました。国民を代表する国会が国権の最高機関となり、内閣が国会に対して責任を負う議院内閣制が採用されました。

〈学び舎の記述〉

1945 年、連合国軍総司令部 (GHQ) は、日本政府に憲法の改正を指示しました。しかし、政府がまとめた改正案は天皇が統治権を持つなど、大日本帝国憲法とほとんど変わらないものでした。

そこで GHQ は、憲法研究会の憲法案などを参考にして GHQ 草案を政府に示します。憲法研究会とは、新しい憲法をつくろうと集った学者やジャーナリストのグループです。憲法学者の鈴木安蔵が中心となり、自由民権運動のなかでつくられた憲法案や、世界の憲法をとり入れて、国民主権を基本とする憲法案をつくり、発表していました。政府は、GHQ 草案をもとにして、新たに憲法改正案を作成します。戦後初の選挙で選ばれた衆議院議員がこれを審議しました。

このなかで、国民主権が明記され、生存権が定められるなど、重要な修正が加えられました。提案された憲法改正案では、義務教育は小学校までとしていました。教師たちは、貧しさのため進学できない子どもがたくさんいることを取りあげ、中学校までを義務教育とするように求めました。各地で集会を開き運動し、帝国議会はこれを受け入れました。

読んでわかるとおり、自由社・育鵬社は「大日本帝国憲法は本来優れたものだから部分的な修正で民主的憲法になる」という肯定的な書きぶりをして大日本帝国憲法を高く評価し、日本国憲法は「GHQ に逆らえず、無修正で押し付けられたもの」と否定的な印象を刷り込む記述である。育鵬社ではさらに、「憲法改正や再軍備を主張する議論が現在行われている」と、あたかも日本社会で改憲論議が進んでいるかのような偏った印象を与え、子どもたちに改憲の必要性を暗に教える記述になっていることがわかる。

自由社・育鵬社は改憲の必要性を書いて憲法を否定しているのである。教育出版・学び舎は「政府の改正案は大日本帝国憲法の一部を修正しただけでほとんど変わらない」との事実を書き、「民間の憲法案を参考に GHQ が作成した草案を国会議員が審議して、GHQ 案を修正して国民主権、生存権、義務教育を書き入れた」としている。「GHQ 案を無理やり押し付けられた」のではなく、自由民権運動による民間の憲法草案などをもとにして、より民主的な憲法に作り上げたことを強調している。学び舎ではさらに子どもたちに身近な義務教育を取り上げ、教師や市民の運動で義務教育期間の拡大を憲法に書かせたことを記述して憲法が身近なものであることを知らせている。教育出版・学び舎は押し付け憲法ではなく、市民により民主的に作られた経緯を記述して憲法を肯定しているのである。

3　他にもたくさんある自由社歴史教科書の問題のある記述とは？

(1) 古代から現代までを「天皇」の統治の歴史として描き、天皇に関する記述が非常に多く、民衆に関する記述はほとんどない。しかも、古代では「神話による神々の系図」まで載せ、生徒が史実と神話を混同するように仕向けている。

(2) すでに廃止された「北海道旧土人保護法」を、政府がアイヌを保護するための法律だったと教え、アイヌ文化を破壊し、アイヌの土地を奪ったことを、すべてアイヌの慣習のせいであったかのように記述している人権侵害の教科書である。

(3) 日露戦争で日本が勝利したことに、ネルーが勇気づけられたと記述しているが、ネルーはその後の韓 国併合によって、日本も西欧列強と同じだと語ったことについては書いていない。日中戦争初期、日本軍が南京で多くの中国人を殺害したことには触れず、通州で日本人が殺害されたことだけを書いている。

このように、都合の悪いことは書かず、日本はすごい国だと偏った愛国心を刷り込む歴史教科書では、 国際社会で生きる主権者を育てることはできない。

4　まとめとして

自由社が検定に合格したとはいえ、政府見解の「領土問題」「慰安婦問題」「強制連行問題」等を書かせるような国家主義の検定基準に合格しただけであり、現政権に近い自由社・育鵬社の歴史認識は政治的に歪められている。私たちは今夏の採択替え採択で、まちがっても自由社・育鵬社歴史教科書を採択替えさせない取り組みを進めていく。

『周縁に目を凝らす　マイノリティの言語・記憶・生の実践』

＝広島市立大学国際学部叢書 11＝

向井　均

ほぼ毎年叢書を刊行している広島市立大学国際学部から、今年もまた論文集が発行された。東京大学出版会、法政大学出版局、名古屋大学出版会など、都会の大学は良書を多く出しているところもある。広島市立大学には出版組織がないのに、国際学部は「国際学部叢書」という大変いい企画を続けていると思う。これまで、『現代アジアの変化と連続性』(叢書 1)、『多文化・共生・グローバル化：普遍化と多様化のはざま』(叢書 2)、『世界の眺めかた』(叢書 6)、『〈際〉からの探求：つながりへの道』(叢書 7)、『複数の「感覚・言語・文化」のインターフェース』(叢書 9) など、「国際」という学部名にふさわしいシリーズになっている。そして今回は『周縁に目を凝らす　マイノリティの言語・記憶・生の実践』と題する 11 巻目の叢書である。

今回の論文集も専門分野を異にする研究者がそれぞれの立場から様々な問題を扱っている。テーマは「周縁」。本書の「はじめに」は 12 編 13 人の著者の代表者 (田浪亜央江、柿木伸之) が、「マイノリティ」をテーマとしたことについてこう書いている。やや長いが、引用する。

「…私たちの身近な生活圏は、〈マイノリティ〉の不可視化や、マジョリティにとって都合のよいマイナー性の操作、モデル・マイノリティの役割配分が、至るところで行われる場であり続けている。〈マイノリティ〉に注目することが、支配や介入、代弁することの陥穽から完全に無傷ではありえないにせよ、少なくとも彼らが生きてきた場＝〈周縁〉に対しどのような立ち位置を設定しうるのかを自ら問うこと、そしてより確かな〈凝視〉に向けた移動をたえず試みること、その求めに応答すること。」(3 - 4 頁)

こうした設定のもとで書かれた 12 の論文をごく簡単に紹介する。なるべくどれも公平に書くつもりだが、その前にひとこと。

昨年の今頃、『第九条の会ヒロシマ会報』第 106 号に、「黒い雨」裁判判決を前にして「『黒い雨』問題とは何か」と題して小文を掲載してもらった。7 月 29 日の広島地裁判決は、原告全員勝訴という画期的なものだったが、案の定、被告の広島県・市は国の意向に沿って控訴した。厚労大臣は、一審判決は科学的な見地に基づいていないと述べた。「黒い雨」被爆者らの長年の要望はこれまで科学的・合理的でないといって拒否されてきた。またか、とみんな思ったに違いない。降雨域拡大も視野に入れて AI などの技術を使って検証するとの厚労省の考えで、現在検討会が進行中である。

広島原爆後今に至るまで「黒い雨」未認定被爆者たちがマイノリティ化され周縁に生きざるを得ない立場に追いやられてきた過程を、法律制定と改正過程を中心に共著論文を書かないかと湯浅正恵先生から誘われ、二つ返事で引き受けたのは、一審判決直後だった。今年 7 月 14 日の控訴審判決も、原告全面勝訴となると信じている。どうかみなさんも注視していただきたい。

田川玄　「世界の中心から周縁へ　南部エチオピア牧畜民ボラナの近現代史を素描する」

この論文は、世界システムの中の周縁であるアフリカ、その中でもさらに周縁化された牧畜民である「ボラナ」を扱っている。南部エチオピアからケニア北部に住む彼らは、「ボラナは人間の中の長男だ」と言って、自分たちがもっとも優れた存在だと誇る。反面「私たちにはなにもない」と言う。これは、昔は豊かだったという記憶である。このボラナ地域の牧畜、農耕、政治体制の変化などの歴史を具体的に振り返る。

高橋博美「シングルマザーの貧困と社会保障　日本とフランスを比較する」

もはやマイノリティではなくなりつつある日本のシングルマザーの状況と、「多様な家族形態が存在し、受容されているフランス」とを比較し、課題を提起する。日本の 80%以上のシングルマザーが働いて、70%が 30 時間以上フルタイムで就業しても、貧困から抜けられない。所得再配分も不十分、離婚後の養育費不払い率が高い。このような問題は一人親問題というより女性の就労問題の縮図だと言う。同時に著者は、夫婦と子ども 2 人の家庭が標準世帯とされていることの妥当性をも問う。

飯島典子「日本語母語話者から見た中国手話　その概要、手話から見た中国語学習」

一般に、外国語学習をする際は、その言語を話し、聴く能力をつけることを目標とし、その言語の手話に関心を持つことはない。しかし、著者によると「聾文化」を理解すると、その言語の学習を深く幅広くすることが期待できる。その深まりをもたらす例として中国手話を学ぶことを挙げる。なぜなら中国語が漢字を使う言語であること (現在は簡体字だが)、中国が多民族国家であること、中国には以前の植民地と少数民族を含むからだ。

斎藤祥平「単数形の『ロシア』から複数形の『ユーラシア』へ　1930 年代前半の N.S. トルベツコイの民族観とユーラシア主義の展開について」

20 世紀前半の言語学者トルベツコイ (1890-1938) など、ロシアからヨーロッパに亡命した知識人たちによる「ユーラシア主義」を論じる。これはロシア革命後のロシアをヨーロッパでもなくアジアでもない独自の存在だとする考えである。この言語学者のほかに経済学者・地理学者、宗教学者、芸術学者、歴史学者などが、ロシア帝国やソ連という地理的空間の統一性、文化的・民族的共通性を、彼らの学問分野の協働で説明しようとした。この思想はその後変化したが、1930 年代以降に絞って論じている。

大庭千恵子　「紛争後の多民族社会における複数言語主義の揺らぎ　北マケドニア共和国における言語使用法をめぐって」

旧ユーゴスラヴィアが 1991 年に解体したときに独立した「北マケドニア共和国」の複数言語主義を考察する。他の国では民族紛争が起こったが、唯一紛争なしに独立した。同国は国内の複数の民族集団をマイノリティではなく「非多数派」とする言語政策をとる。多数のマケドニア人の民族的アイデンティティ確立と、非多数派諸集団の包摂とを同時に進める同国のとり組みを描く。

大場静枝 「信仰と郷土愛に生きた詩人ブレイモール　フランス･ブルターニュ地方の民族主義運動を背景に」

この論文で取り上げられるのは、フランス・ブルターニュ地方の「エムザオ」という政治運動である。当地では 19 世紀末ごろから、地方分権や分離独立を目指す運動があった。大都市への集中、フランス語の一言語主義に反対した動きである。エムザオの特徴のひとつに文学者が多かったということがあった。その代表的な詩人で、カトリシズムとブルトン語を擁護したナショナリスト、ブレイモール (1888-1917) の作品も紹介されている。

下境真由美 「『ブール文学』は存在するか？　新しい可能性としての文学」

この論文の主題もフランス文学だ。「ブール」とは北西アフリカ・マグレブ移民の親を持つフランス生まれのエスニック・マイノリティのことだそうだ。「アラブ」を後ろから読んだのがその語源だという。フランスは伝統的に移民を広く受け入れてきたのに、なぜ「ブール」という差別的呼称があるのかを考察する。同時にブール人作家による文学作品を紹介しつつその特徴を描く。著者はフランスのオルレアン大学の教員。

田浪亜央江　「マイノリティの〈アラブ〉　多文化・多言語の郷土としてのパレスチナ」

著者の関心は、アラビア語とヘブライ語という二項対立が持ちこまれる以前のパレスチナ社会が多言語・多文化であったのにそれが消えていった証拠を、オスマン末期と英国委任統治期の代表的文化人の書いたテキストの中に探ることである。彼は、アラブ共同体の統一はシオニズムよりも容易で、ヘブライ語の復興は取るに足らないと思っていたようだが、今パレスチナとイスラエルの力関係は逆転している。著者は現在、アラブ出身で日本に住む子どもたちにアラビア語を教える「アナーラ」というプロジェクトを開始するために資金を募っている。

柿木伸之　「地図の余白から　記憶の交差路としての広島へ」

著者は軍都広島の記憶を消し去ろうとする欲望として旧被服支廠解体計画を捉える。これは植民地主義の責任を引き受けようとしない国家にとって好都合なのだ。それとともに「唯一の戦争被爆国」の象徴として広島を美化し、同時に、戦争に動員されたマイノリティの記憶を消そうとする。すでに戦後の広島では、多くの戦争遺跡が「復興」の過程でなくなっている。原爆被爆の記憶をつなぐ山代巴編著『この世界の片隅で』と四國五郎や小田実らの作品をも論じている。残念ながら著者は今年度から西南学院大学に転出した。

ウルリケ・ヴェール 「[エッセー] ハラスメントとフェミニズム・交差性・歴史認識」

ハラスメントには構造性と交差性がある。広島市立大学には誰もがハラスメントの加害者にも被害者にもなり得るという趣旨のガイドラインがあるが、「誰も」が被害者になるのではなく、権力を持つ人間はならない。これは構造性である。交差性とは、人種・民族・国籍・ジェンダーなどさまざまな軸が交差していることだ。例えば、1991 年、「慰安婦」だったという人が名乗り出てから日本のフェミニストたちが、問題の本質は「ジェンダー・性差別」だと見て「民族・植民地主義」という要素を軽視したという批判が在日韓国人の女性たちから出された。交差性を考慮するということはいろいろの差別軸を階層化しないことである。

向井均・湯浅正恵　「『黒い雨』未認定被爆者カテゴリーの構築　原爆医療法制定とその改正過程を中心に」

著者らが考察するのは、昨年 7 月の広島地裁判決でやっと周縁の存在から脱したかに見えた「黒い雨」未認定被爆者の存在である。一般の認定被爆者、未認定被爆者、さらには「黒い雨」認定被爆者などとも異なり、もっとも周縁にある「黒い雨」未認定被爆者はどのようにして生み出されたかを探る。原爆医療法の制定 (1957 年) とその後の数回の改正に精力的にかかわった当時の地元行政と厚生省のやり取りを、広島では著名だった政治家任都栗司 (にとぐりつかさ) の文書や陳情書、『広島市議会史』、『広島新史』、『広島原爆医療史』ほかの資料を使って追っている。今年 7 月 14 日、控訴審の判決が出る。一審同様に原告らの全面勝訴となるか。しかしその場合、被告の県・市はまた国には逆らえないといって上告するのだろうか。

吉田晴彦　「SDGs 時代のマイノリティへ　パンドラの箱を開いた人類のゆくえ」

著者は、「セクシャル・ジェンダー・マイノリティ (SGM)」をSDG s 時代のマイノリティだとしている。よく言われる LGBT ではなく、また LGBTQI＋でもなく、「マイノリティ」という語を含む SGM という用語が 2010 年代半ばから学問的にも実務的にも定着してきたそうだ。マイノリティと呼ばれたくない人がいることに留意しなければならないとしつつ、国際政治の中でマイノリティがどう扱われてきたかを歴史的に振り返り、SGM について国際関係論、グローバル正義論の視点から考察する。（広島市立大学国際学部多文化共生プログラム・編、彩流社刊、3850 円、46 版、421 頁、ISBN978-4-7791-2738）

これまでの8・6新聞意見広告の記録　　1992 年～ 2001 年

92年朝日新聞広島県（全15段）大阪府下・東京3区（5段）

93年　中国新聞全域（全15段）

1993年　毎日新聞全国版全5段

93年　ﾌｨﾘﾋﾟﾝ紙　謝罪と九条（英語・ﾀｶﾞﾛｸﾞ語）

2000年朝日新聞広島県（全15段）朝日東京都心版・西部版（5段）

2001年 中国新聞全域（全15段）毎日大阪統合版・東京都心版（5段）

02年朝日新聞広島･呉（全15段）西部版・東京都心版（5段）

2002 年～ 2011 年

03年毎日新聞広島含大阪統合版・東京都心版（7段）

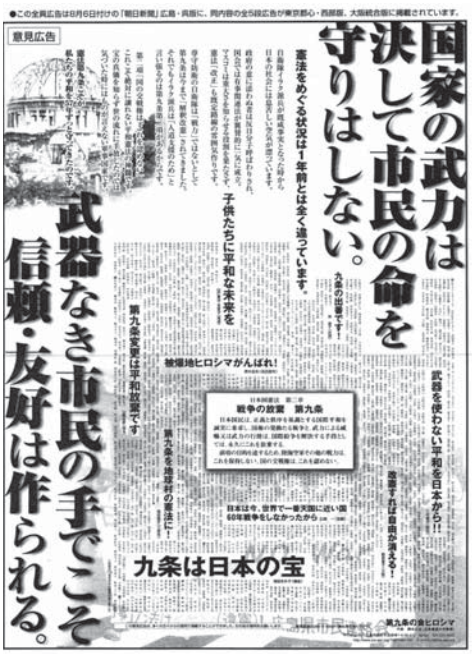

04年朝日新聞広島･呉（全15段）大阪統合・西部版・東京都心版（5段）

05年毎日大阪統合版朝刊（全15段）朝日東京都心版（5段）

06年毎日新聞大阪統合版朝刊15段＋朝日新聞東京都心版5段

07年朝日新聞大阪統合版朝刊15段＋朝日新聞東京都心版朝刊5段

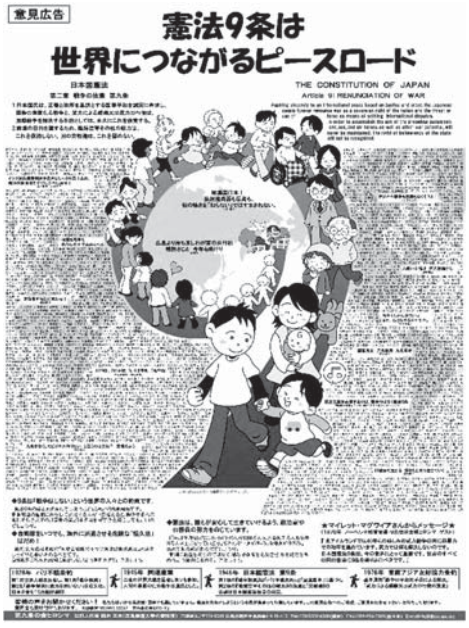

08年 読売新聞大阪統合版（全15段）朝日東京都心版（5段）

09年 中国新聞　広島県（全15段）朝日東京都心版（5段）

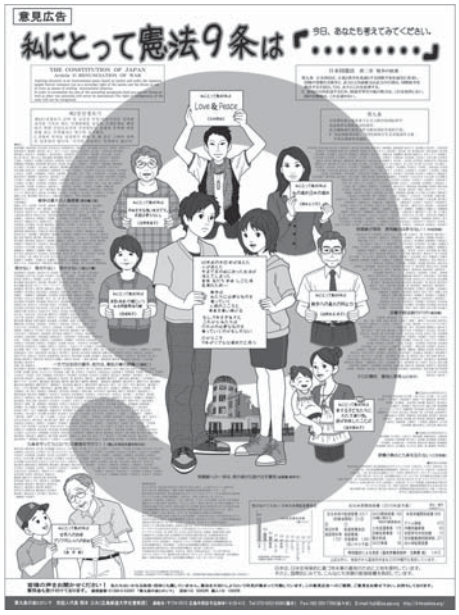

10年読売新聞大阪統合版朝刊15段＋山口県版5段
＋毎日新聞東京都心版朝刊5段

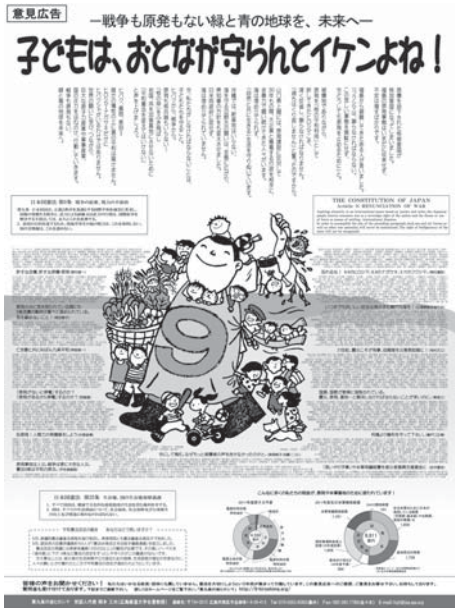

11年 朝日新聞大阪統合版朝刊15段＋山口県版5段
＋新聞東京都心版朝刊5段

2012 年～ 2018 年

12年毎日新聞大阪本社版朝刊15段＋毎日新聞東京都心版朝刊5段

13年毎日新聞大阪本社版朝刊15段＋新聞東京都心版朝刊5段

14年毎日新聞大阪本社版朝刊15段＋毎日新聞東京都心版朝刊5段

15年毎日新聞大阪本社版朝刊15段＋東京セット版・西部版朝刊5段
8月6日から一週間、毎日デジタルトップ

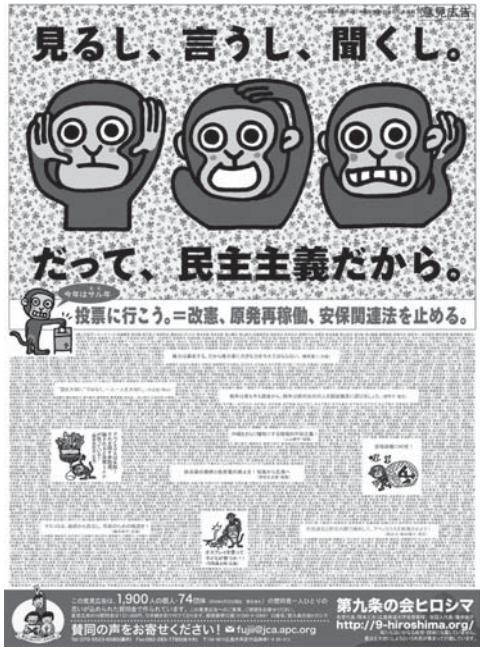

16年6月29日　参院選前　中国新聞広島県内版朝刊15段

変えたいほどに知っていますか？

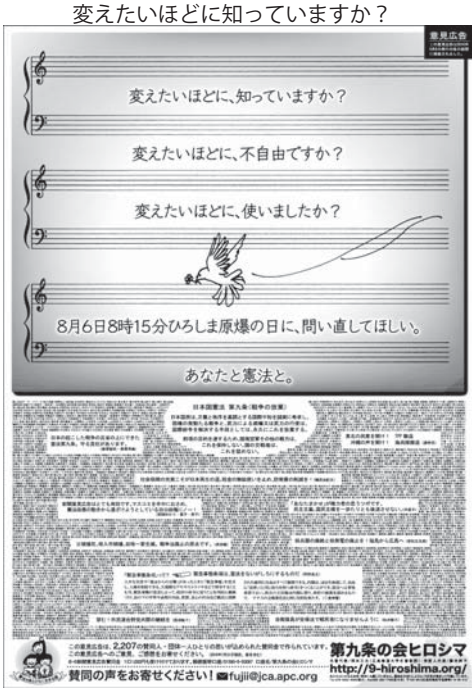

16年毎日新聞大阪本社版朝刊15段＋西部版・東京セット版朝刊5段
8月6日から一週間、朝日デジタルトップ

17年朝日新聞大阪本社版朝刊15段＋西部版・東京セット版朝刊5段

18年2月18日中国新聞広島県内版朝刊10段
3000 万人署名掲載

18年朝日新聞大阪本社版朝刊15段＋西部版・東京セット版朝刊5段

『90 年の旅』

「人間と戦争」「反戦平和」を叫び続ける

岡田 黎子

人生も終わりを迎えて、「生きたこと」「願うこと」がしきりに脳裏をよぎるようになった。

私の人生の主題は “自分はこうでなくちゃいけないんだという所で生きること”。これは 20 代の頃、日本画制作をするに当たって画家、秋野不矩（ふく）先生に教示頂いた宝物「定言命法」（事務局注釈：カント倫理学における根本的な原理であり、無条件に「～せよ」と命じる絶対的命法）である。以来私は自分の心に忠実に生きることを第一とし、自分の都合や世論、情勢、世の流れがどうであろうと、この命法を人生の根幹に据えて、生涯貫き通したつもりである。それは生き方を厳しく選択するという自分との闘いであり、また降りかかる難や身の危険に立ち向かう試練でもあった。とは言え、自らに嘘をつくことには生来恐怖心を持っていたので、その達成感は都度痛快であった。

90 代を迎えるに当たり、この程「90 年の旅」と題して、手元に残る後半生の記録をまとめて製本した。意図したことは、人生の記録をもっての「人間と戦争」「反戦平和」を叫んだ最後の贈り物である。記録内容は「旅行」「教員生活」「平和への思い」「護憲」である。

一つ目の旅行では、人間みな兄弟の自覚、様々な国の文化や人々の営みに接した寸時の出会いの中から、人々の底辺に一様に潜む命への優しさや、本質的に備わる同一の人間性を実感したことである。そして「個人としての人間」には敵対することは先ず全くないんだ、ということを確認したと同時に、国単位になると何故「お国の為だ！聖戦だ！国民を守る為だ！」という大義を掲げて殺しあう武力攻撃を是とするのか？？…・疑問を持ったものである。

二つ目は教員生活で、当時私は、教育というものは歴史的にも、私の体験からも決して真理を究め、遂行するという定言的、かつ独立したものではなく、国政によって付和雷同し、過ちをおかしてしまうものであるという思いから、教職は避け続けていたが、生きるためにやむを得ず教職に就いたというわけで、「デモシカ先生」の愚直な実践記録である。生徒たちには― “平和な社会を築き、命を育み、幸せに人生を全うする力” ―を付けて貰いたいと願った。そのために、ともすれば右傾化し、独裁に走る国権に対し、力強く信念と英知をもって正すことのできる主体性の確立を目指したものであるが、実際には及ばず遥か彼方の夢に終わった気がする。

三つ目の平和への思いは、私が語っている「平和を願う語り」をそのまま掲載した。内容は、私の被害と加害の戦争体験、戦後の大久野島と私の戦後・歴史認識・これからの人々への提言などである。

四つ目は護憲活動で、戦争国家体制へと向かう国に対する違憲訴訟、九条の会・三原ニュースへの意識化を提唱する愚見の投稿文である。

出来上がった 442 ページは文章化が不明瞭だったのか、私の意図したものは伝わりにくかった。世代が若くなる程、受け止めてもらえず、「岡田さんの思い出人生をありがとうございました」…・となった。残念、無念、嘆息しきり。まだ生きて叫び続けなくてはならないのかナ～。　　2021 年 2 月

『90 年の旅』をお求めになりたい方は、上羽場さん、又は藤井まで、ご連絡ください。

090-7540-9470（上羽場）
070-5052-6580（藤井）

活動報告

（第九条の会ヒロシマほか　関連団体、ネットワーク、実行委員会含む）

4 月8 日（木）　第九条の会ヒロシマ会報 109 号発送　国際会議場 3 F 研修室
　　参院再選挙告示　　宮口はるこ出発式（旧市民球場あと）
11 日（日）　フラワーデモ「女たちはもう黙っていられない（本通り電停前）
17 日（土）　映画「まわり道」（「慰安婦」ネット主催）（ゆいぽーと）1400
24 日（土）　教科書ネット　高嶋伸欣さん（ゆいぽーと）オンライン＋会場
25 日（日）　参議院広島選挙区選挙　　宮口はるこさん当選
26 日（月）　チェルノブイリ事故から 35 年（中電本社前）上関ネット
28 日（水）　沖縄主権回復の日を問うヒロシマ集会 木元茂夫講演（原爆資料館＋オンライン）
29 日（木）　ピースリンク 4 月街宣呉駅前 10：15　中止
5 月 3 日（月）　5.3 ヒロシマ憲法集会「コロナ禍と憲法」秋葉忠利講演　オンライン+会場
　　憲法シール投票　あなたは憲法を変える？　コロナ対策優先？　中止
　　マイライフ・マイ憲法　広島弁護士会館　木村草太講演　＋オンライン
5 日（水）　「慰安婦」ネット　水曜行動（広島本通り）1200
9 日（日）　共生フォーラムセミナー　在日フィリピン人として生きる（留学生会館）中止
12 日（水）　第九条の会ヒロシマ世話人会①　14 時～　共同センターとオンライン
15 日（土）　「慰安婦」ネット「バンカ島虐殺事件から戦争責任」オンライン　田中利幸さんと遺族
19 日（水）　上関原発止めよう！広島ネットワーク中電本社前行動　中止
22 日（土）　九条の会・はつかいち「毒ガス島の歴史」講師：山内正之さん中止
6 月 2 日（木）　「慰安婦」ネット　水曜行動（広島本通り）12：00
3 日（木）　ヒロシマ総がかり 3 の日行動　中止
　　第九条の会ヒロシマ会報 110 号発送　　13 時～　大井赤亥中広事務所

4.11 フラワーデモと称する「女性を国会に」街宣

4.26 チェルノブイリ事故から 35 年　中電本社前

お知らせ

コロナ感染予防のため、集会では、主催者も参加者も密を避けて間隔をあけ、換気をしマスク着用をしましょう。発熱等体調に不安のある方は、参加をご遠慮ください。
感染状況によっては、中止・延期、オンラインになることもあります。予約など事前にご確認・ご予約ください。

◆個個からカフェ☆不安なく違っていられる社会への一歩☆
コロナとジェンダー　なぜ今選択的夫婦別姓が必要か
6 月 13 日 (日)　15:00 ～ 16:30　ハチドリ舎
オンライン参加あり
講師：若尾典子さん（憲法学・ジェンダー法学)
参加費 :500 円 (ワンドリンク付き)　要申し込み
主催：別姓訴訟応援団
連絡先：onji.i@nifty.com ,082-285-2105(留守電 /fax)

◆6.23 沖縄慰霊の日のつどい　沖縄戦犠牲者を追悼し
沖縄の人々の苦しみを想う時間を持ちませんか？
6 月 23 日（水）18：30 ～　原爆ドーム対岸　雨天中止
（短時間でもご参加くださるとうれしいです）
＊ハチドリ舎では「沖縄全戦没者追悼式中継」11：50 ～
主催：広島と沖縄をむすぶドゥシグヮ―
連絡先：090 - 6432 - 5054（多賀俊介）

◆中電株主総会中電本社前行動
6 月 25 日（金）9 時～　中国電力本社前　スタンディング
10 時～　株主総会（株主の会）
12 時頃　株主総会報告
主催：上関原発止めよう！広島ネットワーク
共催：脱原発へ！中電株主行動の会
連絡先：090－6835－8391（渡田）

◆日本軍「慰安婦」問題解決のための水曜街頭行動
毎月第 1 水曜日（原則）12 時～ 13 時　本通り電停前
7 月 7 日　ソウル水曜デモ 1500 回に連帯して
8 月 4 日　8.14 メモリアル・デー
/ 金学順さん名乗り出から 30 年
9 月 1 日
内容：リレートーク、チラシ配布、『岩のように』歌とダンス
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410（土井）

オイゲンさん追悼集

ヒロシマとのつながりの深いオイゲンさんが亡くなって 1 年。
日独平和フォーラムをともに歩んできた村田さんの編集です。
カンパと送料で送ってくださいます。どうぞご覧になってください。

編集・発行
NPO 法人
日独平和フォーラム
村田民雄
〒　720-0812
広島県福山市
霞町 4-1-25
e-and-g@mx41.tiki.ne.jp

◆岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会夏の講演会
横須賀から見る岩国基地　？変わる在日米軍？
7 月 17 日 (土)14 時～ 16 時半
参加方法：会場参加 (広島弁護士会館)
オンライン参加（事前申込 7 月 10 日まで、
送付先アドレスを記入してください）
申込先：新田 秀樹 (nitta-hideki@kni.biglobe.ne.jp)
資料代：800 円 (学生・障がい者　無料)
講師：頼 和太郎さん（「追跡！在日米軍」リムピース編集長）
報告者：田村 順玄さん（あたごやま平和研究所代表）
主催：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会
連絡先：0829-31-3356（事務局）

◆第 4 回共生フォーラム「多文化共生社会の内実を問う」
7 月 18 日（日）広島市留学生会館　14：30 ～ 17：00
講師：李信恵（リ シネ）さん（フリーライター）
参加資料代：1000 円（正会員、大学生以下無料）
主催：NPO 法人共生フォーラムひろしま
後援：広島市・広島市教育委員会
連絡先：070-3771-9235　共生フォーラムひろしま事務担当

事務局から

8.6 新聞意見広告2021 にご賛同・ご協力をお願いします

・21 年、今年も 8.6 新聞意見広告に取り組みます。是非ともご賛同・ご協力ください。既に会費・カンパ・賛同金を送ってくださって感謝です。8.6 新聞意見広告も、ご賛同と呼びかけを、よろしくお願いいたします。
・封筒のタックシールに皆さまの入金状況を記載しております。入れ違いで記入が間に合わなかった皆さま、申し訳ありません。間違いがあれば、遠慮なくご連絡ください。

後記

・今回は、8.6 新聞意見広告のために会員さんだけでなく昨年の賛同者にも送らせて頂きました。6 月末にヘルプハガキを発送しますので、できれば早めにご入金下さると助かります。事
・オリンピックやってる場合か　炊出の現場からだけじゃないし。
・広島県が「被服廠」跡の 3 棟とも耐震補強をして保存し、活用するという。被爆建物であるだけではなく、軍都廣島、日清・日露の間の戦争の象徴的な建物であり、その時代の赤レンガの建物としても価値があるという声…　粘り強い様々な行動で、「被服廠を残し、活かそう」という人々の思いが届いた。